平成２９年（フ）第２４８０号
神奈川県大和市福田2026番地１　ラ・プリマステラ401
債務者　古郡　楠里
１　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
５　免責審尋期日　平成30年２月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４８２号
横浜市神奈川区三枚町５番地１　エフプレイスビル３Ｆ
債務者　大澤　静香
１　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
５　免責審尋期日　平成30年２月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５９３号
神奈川県大和市西鶴間３丁目８番８号　メゾン西鶴間201
債務者　斎藤佐知子
１　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
５　免責審尋期日　平成30年２月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１６３号
横浜市金沢区富岡西１丁目14番Ｄ―302号
債務者　北島　美佳
１　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
５　免責審尋期日　平成30年２月28日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４６５号
横浜市青葉区奈良町2913番地　奈良北団地３棟320号
債務者　石井　秀樹
１　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
５　免責審尋期日　平成30年２月28日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５４９号
神奈川県高座郡寒川町宮山1293番地１　フルール湘南Ⅲ―103
債務者　島村　清晴
１　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
５　免責審尋期日　平成30年３月９日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６０５号
横浜市瀬谷区二ツ橋町215番地　市営楽老ハイツ24棟203号
債務者　岩間　鮎美（旧姓増井）
１　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
５　免責審尋期日　平成30年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第７６０号
千葉県浦安市猫実２丁目８番地７新定建物１階
破産者　株式会社カレッジ
１　決定年月日　平成29年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７６１号
千葉県浦安市猫実５丁目18番17号
破産者　デビッドーリンク販売株式会社
１　決定年月日　平成29年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７６２号
千葉県流山市南流山８丁目13番地の１　第６千代田マンション503
破産者　岸本　達雄
１　決定年月日　平成29年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９３５号
千葉県市原市ちはら台南３丁目５番地９　シティハイム101
破産者　小向　義弘
１　決定年月日　平成29年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２０３号
千葉県船橋市金杉５丁目９番11号
破産者　古田　浩之（旧姓中上）
１　決定年月日　平成29年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２０４号
千葉県船橋市金杉５丁目９番11号
破産者　古田恵美子
１　決定年月日　平成29年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２０５号
愛知県一宮市篭屋１丁目２番地21
破産者　株式会社一会一
１　決定年月日　平成29年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３１６号
千葉県市川市奉免町257番地15（第一河之辺マンション302号）
破産者　小野田　翔
１　決定年月日　平成29年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５５８号
千葉県習志野市津田沼４丁目１番27号
破産者　有限会社**廣**瀬商店
１　決定年月日　平成29年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第７８４号
千葉県浦安市富士見５丁目９番３―306号　舞浜ルームＳ
破産者　中村　千春
１　決定年月日　平成29年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９２１号
千葉県市原市上高根606番地１
破産者　合同会社ＴＲＹ　ＨＩＧＨ
１　決定年月日　平成29年11月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係